

平成31年（ネ）第307号 九州朝高生就学支援金差別国家賠償請求控訴事件

控訴人 甲ほか67名

被控訴人 国

控訴審第4準備書面

2020年7月6日

福岡高等裁判所第1民事部 御中

控訴人ら訴訟代理人弁護士	李	博	盛
同 弁護士	後	藤 富	和
同 弁護士	中	原 昌	孝
同 弁護士	安	元 隆	治
同 弁護士	川	上 武	志
同 弁護士	祖	父 江 弘	美
同 弁護士	金	敏	寛
同 弁護士	池	上	遊
同 弁護士	服	部 貴	明
同 弁護士	柴	田 裕	之
同 弁護士	白		充
同 弁護士	石	井 衆	介
同 弁護士	清	田 美	喜
同 弁護士	松	本 知	佳
同 弁護士	朴	憲	浩
同 弁護士	鄭	文	哲
同 弁護士	阪	本 志	雄
同 弁護士	白	石	覚

内容

第1	はじめに	2
第2	本件不指定処分に至るまでの客観的事実から朝鮮高校は指定の対象となることが前提とされていたこと	5
第3	本件不指定処分の理由が不当であること	11
第4	本件規程13条に適合すると認めるに至らないとした被控訴人の判断は違法であること	14
第5	規則ハ号の削除そのものが控訴人らの権利を侵害すること	19
第6	朝鮮学校の歴史的経緯と無償化除外問題	22
第7	被控訴人による不指定処分が新たな差別を生んでいること	26
第8	さいごに	32

第1 はじめに

- 1 無償化法は2010年4月1日に施行され、いわゆる高校無償化制度が開始された。無償化法1条は、「この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする」と定めている。

高校無償化制度は、日本政府が長年留保してきた国際人権A規約13条2項(b)の撤回にかかわって構築された制度であった(当時、同条項を留保していたのは、国際人権A規約締約国160か国中日本とマダガスカルのみ)。当時、後期中等教育の無償化は世界的な常識となっており、遅れをとっていた日本に

において、高校無償化制度の制定は画期的なことであった。

本制度は、すべての意志ある高校生が、安心して勉学に打ち込める社会を構築することが必要であるとして導入され、高校生が経済的な負担を気にすることなく、様々な後期中等教育を受けることが目指されたのであった。

- 2 しかし、高校無償化制度が始まった2010年4月1日以降、高校無償化制度の適用を受けるべく無償化法に基づき申請した学校法人中、制度の適用を受けることができないという不指定処分を受けたのが、全国に10校存在する、いわゆる「朝鮮高校」を運営する各朝鮮学校法人である。

本件訴訟を審理するにあたっては、無償化法の仕組みや本件規程等による文科大臣の裁量の有無等、極めて法律的な観点からの検討が必要となるが、それよりも重要なのは、運営や人事、財政状況も全く異なるにもかかわらず、一律に「朝鮮高校」だけが不指定処分を受けたという客観的事実である。

福岡高等裁判所においては、本件無償化法の解釈適用にあたって、全国10校の朝鮮高校だけが無償化法の適用を受けることができなかったという客観的事実を念頭に審理しなければならない。

本件を審理するにあたって極めて重要なのは、朝鮮高校だけを不指定処分とした下村元文科大臣が、実質的に、いかなる理由から朝鮮高校に対する指定をすべきでないとしていたのかということである。

下村元文科大臣は、文科大臣に就任する前から、拉致問題や国民の理解などといった政治的な理由から、朝鮮学校に対する指定に反対していた。そして文科大臣に就任してからも、外国人学校に対する指定にあたっては、政治的外交上の理由ではなく、高等学校等の課程に類する課程を有しているのかについて、教育上の観点から客観的に判断するとしていた政府統一見解の廃止までして、朝鮮高校だけに対して不指定処分を行ったのである。

- 3 高校無償化制度は、意志ある高校生等が経済的な理由に臆することなく、教

育の機会均等を担保する制度である。下村文科大臣の発言を踏まえると、およそ高校無償化制度の趣旨や目的とは無関係に、日本政府の対朝鮮共和国や対朝鮮総聯との政治的外交上の理由から、朝鮮高校だけを高校無償化制度の適用から除外したことは明らかである。

朝鮮高校に通う意志ある高校生等が、高校無償化制度とは無関係の政治的外交上の理由に巻き込まれ、制度から除外され続けることが、本当に無償化法が掲げる目的に適っているのか。個別的、実質的な審査過程も見ることなく、全国の朝鮮高校だけを狙い撃ちにすることが本当に許されるのか。この問題の本質を見ることができなければ、原審のような、極めて形式的な結論とならざるを得ない。

拉致問題や「国民の理解」、学校と民族団体の関係などという、控訴人ら自身の力ではどうすることもできない事由によって本件不指定処分がなされ、高校無償化制度から排除されたことに対して、控訴人らが高校という輝かしい時間を犠牲にしてまでも、本件訴訟に踏み切った、踏み切らざるを得なかった理由は何であるのか。

それはまさしく、本件不指定処分が、被控訴人らによる控訴人らに対する「差別」だからである。日本政府である被控訴人らからの「差別」を是正できるのは、人権保障の最後の砦である裁判所しかない。

福岡高等裁判所においては、人権最後の砦としての自覚と矜持を持っていただき、この日本社会から「差別」をなくすための新たな第一歩を切り開いてくれることを期待しながら、以下詳述する。

第2 本件不指定処分に至るまでの客観的事実から朝鮮高校は指定の対象となることが前提とされていたこと

1 無償化法制定前から朝鮮高校に対する高校無償化制度適用が前提とされていたこと

- (1) 2020年3月15日に開かれた文部科学委員会において、予算は対象となる専修学校・各種学校の学生数を4800人と想定して積算されており、その4800人の中には、朝鮮高校の学生も含まれていることが確認されている。

「各種学校の中の外国人学校で高等課程に類するものを入れましたので、それに該当する朝鮮人学校は積算の中に入っております」（乙4の1・10頁）

- (2) 朝鮮学校が制度適用の前提とされていたことは、前川喜平氏の陳述書（甲A166）からも明らかである。

前川氏は、無償化法の制定、施行段階、検討会議の時期に、文部科学省大臣官房審議官として高校無償化制度を直接担当した者であるが、朝鮮高校が制度の指定対象になることは、関係者の共通認識であったと供述している。

なぜならば、朝鮮高校は、既に在日3，4世という世代が中心となっており、日本で生まれ育った子どもたちが通っており、日本の大学にも多くの学生が進学している実績があることから、朝鮮高校に通う子どもたちは最も日本社会に定着している外国人といえるからであった。

朝鮮高校とは別に、ドイツ人学校、フランス人学校といった外国人学校に通う学生の多くは、日本への居住は一時的にすぎず、これらの外国人学校では日本社会の一員を育てるという側面が大きくないが、朝鮮高校と同じく外国人学校であるため、朝鮮高校を対象にすることとの均衡を図る必要があるため、制度の支給対象としたのである。

- (3) このように、無償化法が施行される前から、高校無償化制度の対象として

第一に念頭に置かれていた外国人学校は朝鮮高校である。朝鮮高校以外の外国人学校も、無償化法の趣旨目的である教育機会の均等を幅く広く図るため、朝鮮高校に加えて制度の対象となった。

2 本件規程が制定されるまでの議論からも朝鮮高校が指定の対象とされることが前提とされていたこと

(1) 2010年5月26日、外国人学校等の各種学校につき、「高等学校の課程に類する課程」にあるか否かの審査基準を検討するため、「検討会議」が設置された。

検討会議に関与する専門家については、文科省の担当者であった前川喜平氏が各専門家へ就任の声かけを行った。前川氏は声かけを行う段階で、検討会議では外国人学校の指定のための基準作りを議論することになるが、審査の対象としては主に朝鮮高校が想定されること、文科省としては朝鮮高校を就学支援金の対象とすることを前提に考えていることを説明したうえで、最終的に確定した検討会議のメンバーは、朝鮮高校を指定の対象として想定している文科省の方針を理解した者であり、検討会議においては、朝鮮高校が指定の対象となることが当然の前提とされていた。

また、検討会議のメンバーは、全員、その後の「審査会」の委員に横滑りしているため、「審査会」においても、朝鮮高校が当然に指定の対象となることが前提とされていたことは明らかである（甲A166）。

(2) 2010年8月31日、文科省は、検討会議の答申に基づき、「高等学校の課程に類する課程を置く外国人学校の指定に関する基準について」を発表した。

その中で、「高等学校の課程に類する課程を置く外国人学校の指定については、外交上の配慮などにより判断すべきものではなく、教育上の観点から客観的に判断すべきものであるということが法案審議の過程で明らかとされた政府の統一見解である」ことが明記された。

(3) 2010年11月5日、本件規程が発表されたが、上記のとおり、外国人学校の指定に関しては政治外交的な配慮ではなく、教育上の観点から、客観的に判断すべきことが明確にされており、朝鮮高校は教育水準のみならずスポーツ分野においても、日本の高等学校と同程度の水準にあることが確認されていたことから、朝鮮高校が制度の指定対象となることが前提とされていた。

3 審査会においても朝鮮高校が指定の対象となることが前提とされていたこと

(1) 政府は、外国人学校の指定に関して、外交上の配慮によることなく判断するとしていたが、2010年11月23日に発生した延坪島事件により、本件規程に基づく審査が停止され、2011年8月29日に開かれた第4回審査会から、朝鮮高校に対する審査が再開された。

審査会の中では、「法令に基づく適正な運営については、各学校の法令違反の有無は、基本的に設置認可を行う所轄庁が判断すべきであり、これまで教育基本法違反の有無等が問われた際にも、所轄庁が法令違反による行政処分等を行っていない」ことが確認されている。当然のことながら、九州朝鮮高校についても、所轄庁から「法令違反を理由とする指導監督」がないことが確認されている。

(2) 2012年3月26日に開かれた第6回審査会においては、朝鮮高校を指定することを前提とした「朝鮮高級学校への留意事項」の検討が行われた。続く同年9月10日の第7回審査会においても、「朝鮮高級学校への留意事項」が議論された。

留意事項が検討されていたという客観的事実から、審査会においても、朝鮮高校が指定の対象となることが前提とされていたことが明らかである。

なぜなら、「留意事項」とは、審査会、審議会等の会議体が組織として、認可等の行政処分を「可」とする旨の最終判断を行う際に補足的に付すものであるからである（甲A166）。

審査会において、「朝鮮高級学校への留意事項」が議論されていたということは、審査会の議論が最終段階に達しており、かつ、朝鮮高校を就学支援金の対象として指定することを前提に議論が進んでいたことを明確に示すものであり、朝鮮高校が指定の対象となることの最終段階にあったことを示している。

- (3) 以上のとおり、無償化法制定前から本件規程が制定されるまでの検討会議での検討過程に加えて、本件規程に基づく審査会による審査過程においても、朝鮮高校が高校無償化制度の指定の対象となることが前提となっていたことは明らかである。

規則ハ号に基づく指定を受けた外国人学校は、全国10校の朝鮮高校以外にホライゾンジャパンインターナショナルスクール及び 코리아国際学園があったが、これらの学校に対する指定審査の過程において、本件規程13条に関して確認された内容は、①私立学校法に基づく理事会の開催、②財務諸表の作成等が行われていること、③所管する都道府県から過去5年間において法令違反を理由とする指導監督を受けていないことであった。

朝鮮高校についても、ホライゾン及び 코리아国際と同様に、上記①～③の内容を満たしていることが確認されたことから、指定を前提として「留意事項」が検討されていたのである。

すなわち、朝鮮高校についても、本件規程13条に適合するとの判断を妨げる事情が存在しなかったことは明らかである。

- 4 自民党への政権交代と下村博文の文科大臣の就任により政治的外交上の理由から朝鮮高校が指定の対象から除外されたこと
- (1) 朝鮮高校への指定が最終段階に至っていたが、2012年12月の衆議院議員選挙において自民党が過半数の議席を確保した結果、同月26日に第二次安倍内閣が発足した。
- (2) 安倍内閣発足から2日後の2012年12月28日、文科大臣に就任した

下村博文は、民主党政権時代の「外国人学校の取り扱いについては外交上の配慮などにより判断すべきではなく、教育上の観点から客観的に判断すべきものである」との政府統一見解を廃止すると明言した。

また、朝鮮学校については拉致問題の進展がないこと、朝鮮総連と密接な関係にあつて教育内容、人事及び財政にその影響が及んでいること等から朝鮮学校に無償化法を適用することは国民の理解が得られないことを理由として、規則ハ号を削除すると発言した（甲A60の1）。

同日、下村文科大臣は、規則ハ号を削除するための形式的手続として、行政手続法39条に基づく意見公募手続を開始した。なお、乙72及び乙73の決裁文書には、参考として上記と同旨の下村発言が引用されている。また、拉致問題担当大臣の「これ（下村発言）に賛同する」との発言と総理大臣の「今後文部科学大臣においては、その（不指定処分の）方向でしっかりと進めていただきたい」との発言も引用されている。

- (3) 意見公募手続においても、政治的外交上の理由により、朝鮮高校を無償化制度から除外するとの第二次安倍政権及び下村文科大臣の姿勢が如実に表れている。そこでは規則ハ号削除の理由として、「朝鮮学校については、拉致問題の進展がないこと、朝鮮総連と密接な関係にあり教育内容、人事、財政にその影響が及んでいることを踏まえ、現時点での指定には国民の理解を得られないとの観点から、今回の改正を行うものです」との文部科学省の考え方が、一度のみならず複数回にわたって記載されていた（甲A19）。
- (4) このように、安倍政権及び下村文科大臣は、政権発足直後（わずか二日後）から、朝鮮高校を指定しないために、根拠規定となる規則ハ号を削除することを明言している。しかしながら、なぜ朝鮮高校の指定のために数年間の議論があつたにもかかわらず、わずか2日という短い時間の中で、そもそもの根拠規定を削除するといった蛮行が行われるに至ったのかは、下村文科大臣の記者会見やその後の意見公募手続における文科省の考え方から明らかであ

る。

被控訴人の言い分は、間違いなく次のとおりである。

「朝鮮高校に対して無償化法に基づいて指定してはならない。なぜなら、拉致問題が解決していない中で朝鮮高校を指定してしまうと、朝鮮共和国との外交上、拉致問題を有利に進めることが出来なくなる。また、朝鮮高校は朝鮮総聯と密接な関係にあるので、朝鮮高校に高校無償化制度を適用してしまうと、朝鮮総聯を憎み自民党を応援してくれている支持層が離れてしまう。我々が考える国民は自民党を支持してくれる者であり、国民の理解とは支持層の理解であるから、これに反して朝鮮高校を指定してはならない。国民の理解を得るために朝鮮高校に通う学生が大小様々な差別を受けようが関係ない。なぜなら、朝鮮学校に通う学生を差別した結果、朝鮮高校が存続できなくなったとしても、それが国民の理解だからである。」

安倍政権や下村文科大臣からすれば、それまでの政府統一見解を当然に廃止して、拉致問題や朝鮮総聯と密接な関係にあることから、朝鮮高校に対して無償化法を適用することができないとしていたのであるから、まさに、彼らの考える「国民」の理解を得るために有言実行したといえる。

5 小括

- (1) 2010年4月1日に無償化法が施行された時点において、朝鮮高校は制度の対象となることが前提とされていた。
- (2) 2010年5月26日に発足した審査会の審査過程、同年8月31日の政府統一見解、同年11月5日に本件規程が制定された時点においても、朝鮮高校は制度の対象となることが前提とされていた。
- (3) 2012年9月10日に開催された第7回審査会において「留意事項」が検討されていたことから、朝鮮高校は制度の対象として指定されることが前提とされていた。
- (4) 2012年12月26日に第二次安倍内閣が発足し、その二日後には、朝

鮮高校が指定されるための根拠規定である規則ハ号が削除された、その理由は、拉致問題や朝鮮総連との関係等、極めて政治的な理由であった。

- (5) 上記(1)～(4)はいずれも客観的事実であって、決して、控訴人の主観に基づく主張ではない。以上の客観的事実からすれば、政権与党となった第二次安倍政権が、政治的外交上の理由から規則ハ号を削除して、朝鮮高校を無償化制度から排除したと評価するほかない。極めて政治的な理由によって規則ハ号を削除し、それを理由に本件不指定処分がなされたことは明らかであって、かかる一連の行為は、無償化法に反するのは当然のこと、憲法14条が禁止する「差別」である。

第3 本件不指定処分の理由が不当であること

1 本件不指定処分の理由

下村文科大臣は、極めて政治的な理由により規則ハ号を削除したが、無償化法に基づく申請を行っていた朝鮮高校に対して、理由を付した不指定処分を通知することが法定されていたため、本件不指定処分の理由は矛盾を極めるものとなった。

本件不指定処分の理由は、「規則ハ号を削除したこと（理由①）」及び「本件規程13条に適合すると認めるに至らなかった（理由②）」ことである。

2 本件不指定処分の理由①及び②の関係

控訴人らが原審から一貫して主張してきたところであるが、本件不指定処分の理由①及び②は両立しない。

規則ハ号が削除された2013年2月20日時点で、規則ハ号の存在を前提とする本件規程もまた存在しないのであるから、2013年2月20日以降に九州朝鮮高校に到達した本件不指定処分の理由として、そのとき既に存在しない本件規程13条を用いることはできない。

3 下村文科大臣が政治的な理由によって規則ハ号を削除したために、本件規程

13条を不指定処分の理由として追記せざるを得なかったこと

- (1) 被控訴人が政治的な理由ではなく、無償化法の委任の趣旨に沿って朝鮮高校に対する指定の審査を行った結果、本件規程13条に適合すると認めるに至らなかった、との理由から不指定処分をしたのであれば（その当否は別として）、不指定処分の理由は何ら矛盾することがなかった。

すなわち、被控訴人が朝鮮高校に対して不指定処分をするにあたって、その理由は本件規程13条に適合しない（理由②）というだけで足りたはずで、わざわざ指定の根拠規定である規則ハ号を削除したことを理由にしなくても良かったのである。政治的な理由から朝鮮高校を指定から排除するとしても、本件不指定処分の理由としては本件規程13条適合性だけを理由とすればよく、その後も朝鮮高校を指定させないために、後日において規則ハ号を削除することができたはずである。

- (2) しかしながら、本件不指定処分の理由は、上記のとおり両立し得ない理由①と理由②が客観的事実として存在する。

このような矛盾する理由となったのは、就任からわずか2日後に何らの検討を要することなく、下村文科大臣が規則ハ号を削除することを明言すると同時に、規則ハ号削除のために意見公募手続を開始したためである。

その結果、2013年2月20日に規則ハ号が削除され、このことだけを不指定処分の理由にしたならば、その後に各朝鮮高校が行政訴訟なり国家賠償訴訟を提起した際に、裁判所から、下村文科大臣の裁量逸脱を指摘されることが明白だったために、政治信条に任せて突っ走った大臣を支えるべく、文科省官僚が、裁判所が文科大臣の裁量を認めやすくするために、本件規程13条に適合しないことを理由として追加せざるを得なかったのである。

- (3) このように、本件不指定処分の理由としては本件規程13条に適合しないというだけで足りたところ、規則ハ号削除が理由とされているのは、規則ハ号が本件不指定処分の真の理由であり、このことは下村文科大臣の記者会見

や意見公募手続における文科省の考え方からも明らかであるが、このことだけを本件不指定処分の理由としたならば、およそ無償化法や憲法判断に耐えることができなかったから、本件規程13条に適合しないことが理由②として追記されたことが明らかである。

- (4) 朝鮮高校が不指定処分となった真の理由は「規則ハ号削除」という指定の根拠が存在しないからというものである。しかし、もともと文科大臣が、規則ハ号を設け、朝鮮高校が申請できるようにしていたにもかかわらず、その申請に基づく審査中に根拠規定を削除し、しかもこれを不指定処分の理由とすることが、無償化法のみならず行政手続として許容されるのか。

この点に、本件の異常性が表れている。

4 小括

- (1) 本件不指定処分の理由には、規則ハ号削除「及び」本件規程 13 条に適合しないことが挙げられている。
- (2) 規則ハ号削除されると同時に本件規程も存在しなくなるから、規則ハ号削除後に到達した本件不指定処分の理由として、本件規程 13 条を挙げる事ができない。
- (3) 本件不指定処分の理由は、本件規程 13 条に適合しないというだけで足りたはずであり、本件不指定処分後に規則ハ号を削除することができた。
- (4) 下村文科大臣は朝鮮高校を不指定処分とするために、規則ハ号を削除することを公言しており、そのために意見公募手続を開始した。
- (5) 下村大臣が規則ハ号を削除して朝鮮高校を不指定処分とすると公言したことの客観的事実に加えて、本件不指定処分が九州朝鮮高校に到達した時点で本件規程が存在しないという論理的関係からしても、本件不指定処分の真の理由が規則ハ号削除にあることは明らかであって、朝鮮高校を指定するための根拠規定である規則ハ号が削除されたのは、極めて政治的な理由であったことも明らかである。

第 4 本件規程 13 条に適合すると認めるに至らないとした被控訴人の判断は違法であること

1 はじめに

本件不指定処分の真の理由が規則ハ号の削除にあることは、ここまで述べたとおりである。仮に、その理由として、本件規程 13 条に適合しないということを挙げたとしても、これまで主張してきたとおり、その判断は不合理である。のみならず、本件規程 13 条（とりわけその後段部分）及びこれに適合しないことを理由とする本件不指定処分が、朝鮮学校での民族教育に対する不当な支配（教育基本法 16 条 1 項）そのものであり違法であることは、先に提出した控訴審第 3 準備書面のとおりで（同準備書面第 3 以下）。

以下では、他の法令も参照しつつ、上記主張を補足する。

2 本件規程 13 条が他の教育法令と比較して極めて異質であること

控訴人らは、原審において、本件規程 13 条が、規則ハ号に該当する学校についてのみ要件を加重するものであり、そのゆえに無効であると主張してきた（たとえば、原審原告準備書面(16)の第 4）。

すなわち、「高等学校の課程に類する課程」を置くか否かを判断するにあたり、参考とされるべきは、高等学校設置基準（平成 16 年文部科学省令第 20 号）や専修学校設置基準（昭和 51 年文部省令第 2 号）などである。実際に、本件規程を作成する際の検討会議においては、第 2 回会議の資料として専修学校設置基準、高等学校設置基準、学校教育法施行規則、私立学校法等が参照され（原審における原告準備書面(25)第 2 の 2）、第 3 回会議では、専修学校設置基準に加えて教育課程及び教育水準、教員の質に関して高等学校の水準を加味した基準のイメージ、考え方を整理したものが示された（同第 3 の 1。乙 5 の 3，甲 A 172 の 3 の 2）。これらの基準には、本件規程 13 条に相当する規定は見当たらない。

したがって、本件規程に 13 条が設けられていることは、他の教育法令と比較して、極めて異質である。

3 本件規程 13 条は確認的規定と解さなければ違法であること

(1) 本件規程 13 条の法的性質及び仕組み解釈

既に控訴人控訴審第 3 準備書面で詳述したとおり、本件規程 13 条の適用にあたり教育内容を斟酌することは、教育内容に対する直接的な監督となり、教育基本法 16 条 1 項が禁止する「不当な支配」そのものであるから許されない。

また、無償化法は法定充当制度を採用しており、学校は就学支援金を代理受領すると、生徒に対する授業料債権と相殺して当然に授業料債権に充当す

ることになる。仮に学校が授業料債権に充当しなければ、授業料が就学支援金を受領する前と変わらないことになるので、充当の有無は客観的に明らかにすることが極めて容易である。

そして、私学助成法や補助金適正化法では立ち入り権限や、これを拒んだ場合の罰則が規定されているのに、無償化法ではこれを定めていないことから、規制の程度が関連法規と比較しても緩やかであることが明白である。被控訴人は、調査権限がないため債権の確実な充当につき十分な確証を得ることができないという理由で九州朝鮮高校を不指定処分とした。しかし、無償化法の調査権限に関する規定ぶりからは、無償化法が債権の確実な充当を、立ち入り権限や罰則などの強力な手段で担保していない、すなわち指定に際して債権の確実な充当が行われることの確証を求めていることが明白である。

以上の三点から、本件規程 13 条は、就学支援金が授業料債権に充当されることを確認した規定にすぎないのであって、「十分な確証が得られない」ことを理由に不指定処分の根拠とすることは許されないものである。

(2) 確認規定と解さなければ大阪桐蔭高校の事例が説明できないこと

高等学校の課程に類する課程にあるか否かと経理の問題は別問題であり、本件規程 13 条が確認規定に過ぎないことは、大阪桐蔭高校の事例から明らかである。

すなわち、原審原告準備書面(17)で主張したとおり、就学支援金制度の開始後、大阪桐蔭高校において、前理事長が余剰金 5 億円超を学校法人の口座とは別の個人口座などに隠匿し、個人的な用途に不正に流用していた問題が発覚した（甲 144）。大阪府はこれを受けて、「管理運営が著しく適正を欠いている」場合にあたり、補助金を減額処分すべきであるとして、20%減額する措置を行っている。

しかし、当該措置の後も、大阪桐蔭高校に対しては就学支援金が支給され

ている（甲143）。上記のような大規模な不正を許す経理体制であったことは、就学支援金が授業料債権に充当されないことについて単に疑念を抱かせるだけでなく、充当されない具体的現実的危険があるというべきである。それにもかかわらず、同校への就学支援金が支給され続けているということは、学校経理の不正が発覚したような場合であっても、就学支援金の支給の有無には影響しないということであり、この点は公立、私立の高等学校あるいは規則イないしハ号のいずれに該当する学校であっても同様に解されなければ不平等である。

しかしながら、被控訴人は、原審原告準備書面(17)への反論として、大阪桐蔭高校は学校教育法1条所定の学校であり、就学支援金の支給に関しては高等学校として支給を受けているということを指摘するのみである。被控訴人は、本件規程が、高等学校の課程に類する課程にあることが制度的・客観的に担保されていない場合にも、文科大臣が高等学校の課程に類する課程であると認めた場合には例外的に指定ができるように定められたものと主張するが、高等学校の課程、あるいはこれに類する課程にあるか否かと経理の問題は別問題であることが、大阪桐蔭高校の事例から明らかである。したがって、本件規程13条は、指定の独立の要件を定めたものではなく、債権の確実な充当その他法令に従った学校運営を行うという当然の内容を確認したにすぎないと解さなければ、大阪桐蔭高校の事例を説明することはできない。

4 九州朝鮮高校が本件規程13条に適合していないとの理由で不指定処分はできないこと

以上のとおり、本件規程13条を適法に解釈すれば、本件規程13条は確認的な規定にすぎない。そして九州朝鮮高校が学校教育法、教育基本法その他教育関係法令のうち各種学校である同校に適用されるものを遵守していること、経理の適正は、所管する都道府県において定期的に確認を行っているものであり、九州朝鮮高校の設置者である福岡朝鮮学園においても同様であること、そ

こで直近5年以内に何らの問題を指摘されていないことは、原審から控訴人らが一貫して主張してきたとおりであり、本件規程13条で確認された内容は遵守している。

5 本件規程13条に適合しないとの立証責任を被控訴人が負っていること

被控訴人は、九州朝鮮高校が本件規程13条に適合すると認めるに至らなかったことを理由として、本件不指定処分を行い、原審もこれを是認した。

しかし、就学支援金の制度全体を概観すれば、九州朝鮮高校が本件規程13条に適合しないのであれば、これを積極的に立証する責任が被告にあることは明らかである。

すなわち、無償化法の立法趣旨は、「全ての意思ある中等教育課程にある生徒の学びを保障し、家庭の状況にかかわらず、安心して勉学に打ち込める社会をつくる」ことにある。これを受け、全ての高校生を対象として想定しており、原告らをはじめ朝鮮高校に通う学生たちも支給対象であったことは、法制定段階の予算に、全国の朝鮮学校に通う学生の人数も含めた金額が計上されていたことから明らかである。

また、被控訴人は、調査権限がないために本件規程13条に適合することの十分な確証を得られなかったと主張する。

たしかに、無償化法ないしその下位規範である本件規程に基づく調査権限が、他の関係法令と比較して非常に限定的であることは、控訴人らも控訴審準備書面(3)において指摘したところである。しかし、このことが、無償化法が要件充足の厳格な立証を求めていることの証左である。したがって、明らかに要件を充足しない場合を除いては、要件を充足するとして支給対象とすべきである。

仮に要件を充足しないと被控訴人が判断したのであれば、それは「適合すると認めるにいたらない」といった曖昧な理由では足りず、被控訴人が立証責任

を負うことは、無償化法の立法趣旨、制度の仕組みから明らかである。

しかも、本件は、被控訴人が、在日朝鮮人である控訴人らを、その国籍ないし出身、あるいは思想信条を理由として差別した結果、就学支援金を支給しなかったという事件である。そのため、被控訴人が本件不指定処分を正当化するためには、「適合すると認めるに至らない」や「債権の確実な充当が行われないおそれ」があるといった判断では足りず、要件を充足していないことの厳格な立証が被控訴人に求められる。

しかし、被控訴人は、原審・控訴審を通じて、新聞記事や朝鮮学校・朝鮮総聯に対して批判的な団体の文書、公安調査庁の資料などを提出するのみで、上記の厳格な立証には至っていない。

したがって、被控訴人が「本件規程 1 3 条に適合すると認めるに至らない」という理由で本件処分を行ったことは違法である。

第 5 規則ハ号の削除そのものが控訴人らの権利を侵害すること

1 はじめに

控訴人らの通った九州朝鮮高校が本件規程 1 3 条に適合しておらず、控訴人らが本件不指定処分の時点では就学支援金を受け取ることができなかったとしても、本件規程が存続していれば、将来的に本件規程 1 3 条に適合するという判断を受けて、支給の対象として指定されることが可能であった。

しかしながら被控訴人は、規則ハ号自体を削除し、九州朝鮮高校に通う学生らが就学支援金を受け取ることを、将来的にも不可能にしてしまった。

このことは、控訴人らが就学支援金を申請する権利、受給する権利ないし受給への期待権を損なうものである。同時に、削除行為は差別にほかならない。被控訴人は差別によって控訴人らを就学支援金の受給から意図的に排除し、控訴人らに甚大な精神的苦痛を負わせたものであるから、控訴人らの主観的な権利をも侵害している。

以下、詳論する。

2 民族差別に基づく行為であること

控訴人らの通う九州朝鮮高校を含む全国の朝鮮高校は、ほかの外国人学校と同様に指定を受けるべく規則ハ号に基づく申請をしていたにもかかわらず、その申請の根拠ごと削除され、同制度から排除された。

下村文科大臣が、規則ハ号削除の方針を明らかにした2012年12月28日当時、規則ハ号に基づく申請について審査中であったのは朝鮮高校のみであった。また、同日の下村文科大臣の記者会見内容は、「無償化に関する朝鮮学校の扱いについて報告をいたします。本日の閣僚懇談会で、私から、朝鮮学校については拉致問題の進展がないこと、朝鮮総連と密接な関係にあり、教育内容、人事、財政にその影響が及んでいること等から、現時点での指定には国民の理解が得られず、不指定の方向で手続を進めたい旨を提案したところ、総理からもその方向でしっかり進めていただきたい旨の御指示がございました。このため、野党時代に自民党の議員立法として国会に提出した朝鮮学校の指定の根拠を削除する改正法案と同趣旨の改正を、省令改正により行うこととし、本日からパブリック・コメントを実施することにいたします。」というものであり、朝鮮高校を制度から排除することを念頭に置いて、規則ハ号の削除行為がなされたことについては、論じるまでもない。

このように、被控訴人は、在日朝鮮人が民族教育を行う朝鮮高校及びそこに通う生徒たちのみを狙い撃ちにして、規則ハ号を削除して二度と申請すらできなくすることで、無償化制度から除外したものである。

このような被控訴人の規則ハ号削除行為は、もはや抽象的な法規制定ないし改廃行為にとどまらず、控訴人らを含む全国の朝鮮高校に通う生徒という具体的な個人に対する権利侵害としての実質を有している。そして同行為は、人種による差別の禁止や、(民族)教育への権利、人民の自決権、マイノリティの権

利の保障およびそれらの権利を侵害しないことを締約国に求めている各種国際人権条約に反し（原審訴状第4の1、原審原告ら準備書面(1)、原審原告ら準備書面(8)等も参照。）、本件不指定処分とは別個に、控訴人らの朝鮮人としての人格権、民族の尊厳、民族教育を受ける権利、学習権、適正な手続きを受ける権利等を侵害する違法な行為である。

- 3 規則ハ号削除による利益侵害は、本件規程13条適合性とは関係がないこと
なお、規則ハ号削除行為の違法性は利益侵害を判断するにあたって、九州朝鮮高校が本件規程13条に適合しているか否かは関係がない。

なぜなら、無償化法は、法の制定時点で、同法が想定する生徒に対して所与のものとしての受給権を創設しているからである。

すなわち、無償化法は「高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的」として（第1条）、その目的のために生徒個人の受給権を觀念し（第12条）、各種学校、実質的には外国人学校に通う生徒まで対象とする仕組みを設けていた（第2条5号）。これらはすべて省令以前の法律レベルでの仕組み構築である。

そうすると、無償化法は、それが制定された時点で、少なくとも同法が想定する「生徒」に対して抽象的権利としての就学支援金の受給権を付与していると解釈できる。そして、関係省令への委任は、これを具体的権利にするために必要な技術的な仕組みの実現のために必要な整備を行うことを被控訴人に対して義務付けるものである。

裏を返せば、生徒は少なくとも抽象的権利としての就学支援金の受給権に基づいて、被控訴人に対して必要かつ適切な省令制定を行うことを求めることができるし、あるいは必要な省令が不当に削除されることによって就学支援金の

支給を受ける途が断たれた場合には、同受給権が侵害されたことに基づいて国家賠償を請求できる。

このことは、生徒が通う学校が本件規程 13 条に適合しているか否かによって左右されない。というのも、本件規程 13 条という学校の組織運営に関する事情は生徒によっていかんともしがたい事情であるのみならず、無償化法体系において定める他の類型の学校、すなわち「高等学校」(法 2 条 1 号)、「中等教育学校の後期課程特別支援学校の高等部」(同条 2 号)、「特別支援学校の高等部」(同条 3 号)、「高等専門学校」(同条 4 号)、「専修学校」(同条 5 号)、および規則 1 条 1 項 4 号イ、ロに定める外国人学校については、全く審査対象とならない事項だからである。

4 まとめ

以上の通り、無償化法は、委任している関係省令の制定以前に、各生徒に対して、少なくとも抽象的権利としての受給を付与しているものであり、不当な規則ハ号削除によってそれを実現する途が断たれた場合には、その行為自体によって、不指定処分とは別個の権利侵害が発生するものである。

第 6 朝鮮学校の歴史的経緯と無償化除外問題

1 在日朝鮮人の民族教育の始まりと日本政府による弾圧政策

朝鮮学校において行われている民族教育は、日本敗戦による解放後、植民地支配によって奪われた朝鮮人性の回復という志向のもと開始され、継続してきた。朝鮮人の言語、文化、歴史などを奪った「植民地教育への反対物」として、「立派な朝鮮人」を育て上げる教育が行われてきた(甲 A 197)。

しかし、戦後の反共政策や植民地支配の未清算の中で、朝鮮学校の民族教育は、占領下の GHQ、あるいは日本政府により常に敵視、弾圧され、数々の困難を経験してきた(甲 A 198)。

すなわち、1948 年の学校閉鎖令とそれに対する抗議運動の弾圧(阪神教育

闘争。甲A198の114頁)、ii 1949年の学校整備に力を尽くした朝連に対する団体等規制令による解散命令と朝鮮学校に対する第2次朝鮮学校閉鎖令(甲A198の115頁)、iii 民族教育を認めず、各種学校認可をしないよう、あるいは取り消すよう求める文部省の通達(1948年1月文部省学校教育局長通達「朝鮮人設立学校の取り扱いについて」、甲A198の114頁。1965年文部次官通達、甲A198の117頁。)、iv 1966年以降7度にわたる学校教育法一部改正案(外国人学校法案)の上程、専修学校制度からの排除などである(甲A198の116頁、117頁)。

このうち、外国人学校法案は、外国人学校の教育は日本の国益に反してはならないとしたうえで、許認可権を文部大臣が直接持つこととし、認可条件に合致しなくなった場合は文部大臣が直接立ち入り調査や変更命令、中止命令、閉鎖命令をくだすことができ、これに違反した場合には罰則を設けることもできるといったものであった(甲A198の116頁、117頁)。また、専修学校制度からの排除は、学校教育法124条の専修学校の定義において「わが国に居住する外国人をもっぱら対象とするものを除く」という文言をわざわざ規定したものである(甲A198の117頁)。

日本政府は、朝鮮学校を規制、弾圧の対象とすることはあっても、積極的な法的地位を与え、法的保護の対象とすることは決してなかった。日本政府は、朝鮮学校を民族教育の権利主体としてではなく、常に治安対象として敵視し、消滅させようとしていることを隠しはしなかった(詳細は原審原告準備書面(4)第4(14頁)以降を参照)。

2 朝鮮学校の歴史と朝鮮総聯や朝鮮民主主義人民共和国との関係

日本政府の敵視政策が続けられた中でも、朝鮮学校は、徐々に発展、定着していった。

1955年に結成された朝鮮総聯のもたらした力は大きく、1956年の朝鮮大

学校の設立、全国の各学校の再編成による初級学校から大学校に至る一貫した民族教育の体系化、各種学校認可取得など、様々な点で大きな貢献があった。結果、日本政府の方針にもかかわらず、1975年までに全国の朝鮮学校が各都道府県で各種学校の認可を取得することができた。

また、1957年から開始された朝鮮民主主義人民共和国からの教育援助費及び奨学金は、上記のように敵視政策が続く日本社会において、民族教育が維持・発展していくにあたって大きな力となった。

一方で、在日朝鮮人の日本への定住化が進むにつれて、朝鮮学校内における教育内容も変化し、歴史等について、朝鮮だけでなく日本や世界に関する教育にもより多くの時間が割かれるようになった。理科や数学、日本語等は日本の学習指導要領にほぼ準じた内容となるなど、朝鮮民主主義人民共和国の公民教育と、在日朝鮮人の民族教育という二つの軸の間で、現場独自の、自律的教育が行われていることは、世取山意見書（甲A196）の通りである。

このような民族教育の歴史的経緯からすれば、九州朝鮮高校を含む朝鮮学校にとって、朝鮮総聯や朝鮮民主主義人民共和国は、日本社会で困難にさらされるなかで民族教育を維持・発展させていくため、重要な協力関係にあるということもできても、「不当な支配」が存在すると評価することは全く不可能である。

この事実評価、あてはめの合理性は、大阪地裁判決の判示（甲A160の96頁、97頁）が明快に論じている。

3 無償化除外問題と治安対象としての朝鮮学校

前記のように、日本政府は一貫して朝鮮学校を治安対象として取り扱い、あらゆる場面で朝鮮学校を制度からつまはじきにしてきた。この無償化除外問題も、日本にある外国人学校の中で、全国の朝鮮学校が唯一対象外とされたことからすれば、日本政府の敵視政策の延長にあることは明らかである。無償化法は教育の分野の問題にもかかわらず、国会での審議において国家公安委員長が

答弁し、その際には公安調査庁の報告を援用している。

本件不指定処分も、それを追認した福岡地裁判決も、朝鮮学校と朝鮮総聯、あるいは朝鮮民主主義人民共和国との関係を「不当な支配」にあたる「おそれ」があるとしながら、具体的にどのような事実がどのように評価され、「おそれ」があるというのかを全く明らかにしていない。そのため、究極的には、朝鮮学校に対し、朝鮮総聯や朝鮮民主主義人民共和国との関係を放棄するか、無償化制度の適用対象となるかの二者択一を迫ることになる。

しかしながら、朝鮮学校と朝鮮総聯や朝鮮民主主義人民共和国との歴史的な関係からすれば、それは民族教育の根幹の変更を求めるものである。それこそが国家による朝鮮学校での教育への介入であり、「不当な支配」にあたる。

結局、朝鮮学校が日本政府の思うように変化しない限り、何も保護を与えないという一貫した日本政府の手法、朝鮮学校を治安対象とする弾圧政策が、本件無償化問題にも持ちこまれているのである。

4 裁判所の役割

繰り返し主張していることであるが、無償化法は、文科大臣が、政治的な考慮のもとで指定の可否を判断することを許していない。処分にあたっては、治安維持の観点を持ち込めないことも当然である。

高校無償化制度は、各種学校に属する外国人学校も含めて審査、適用すると風呂敷を広げ、規則イロハ号を定めた。外国人学校として真っ先に想定されるのは朝鮮高校であった以上、まともな行政過程であれば、朝鮮高校にも適用せざるを得ない制度設計であった。

しかし、現実には朝鮮高校排除を強行したため、多くのひずみが生じた。

下村文科大臣によって、専門家による検討会議で定めた政府統一見解の廃止が明言され、本件不指定処分にあたって、審査会の意見を待つこともなかった。また、朝鮮高校による申請について審査中であったにも関わらず、下村文科大臣は申請根

抛の規則ハ号削除を強行した。

各朝鮮高校の個別具体的な事情も考慮せず、朝鮮高校だけが一律に不指定となった。戦前の軍国主義教育を反省し、民主主義的教育を確保するための「不当な支配」概念が、いつの間にか朝鮮学校の組織や教育に介入しかねないものになった。このことは、朝鮮学校のような外国人学校に対する問題にとどまらず、日本人学校において、行政が教育に介入することの再燃であると理解しなければならない。

本件において、司法権を担う裁判所は、朝鮮学校にまつわる歴史的事実を踏まえ、たうえ、このような歪んだ国家行為が許されていていいのか、法と良心に従って審理し、被控訴人の誤った行為を正すという役割を果たさなければならない。

そうでなければ、後述するように、朝鮮人やその他の外国人のみならず、日本社会全体が「差別」に満ちあふれたものへと突き進んでいくことになり、このような事態に陥らないよう、今から阻止しなければならない。

第7 被控訴人による不指定処分が新たな差別を生んでいること

1 はじめに

下村文科大臣が規則ハ号を削除したのは、無償化法に基づく検討からではなく、朝鮮高校が「拉致問題が解決しておらず、朝鮮総聯と密接な関係にある」という極めて政治的な理由からである。

政治的な理由によって規則ハ号を削除し、それを理由としてなされた本件不指定処分も、やはり極めて政治的な処分であると言わざるを得ない。このような政治的処分は無償化法に反し、憲法が禁止している「差別」に該当することは明らかである。

本件訴訟は、朝鮮高校が無償化法による指定の対象となり得るかということよりも、政治的な理由をもって朝鮮高校を差別することにより、そこに通う学生や親のみならず、朝鮮学校を中心とする在日朝鮮人社会にどのような影響が及ぶのか、日本政府による朝鮮学校ひいては在日朝鮮人社会に対する措置が「差

別」ではないのか、国による「差別」が、さらなる「差別」を助長しているという事実を、裁判所が放置しても良いのか、ということが問われている裁判である。

2 国や地方自治体による差別

(1) 補助金見直通知

本件不指定処分という国による差別が行われた後、2016年3月29日、当時の馳浩文科大臣は、「朝鮮学校に係る補助金交付に関する留意点について」いわゆる3.29通知を発出した。

3.29通知では、「朝鮮学校への公益性を検討し、補助金を透明性のある執行を確保」せよとされているが、結局のところ、文科大臣が朝鮮学校に補助金を交付している自治体に対して、補助金支給を見直すように通知したものである。

無償化法に基づく就学支援金の交付者が国であり、国が朝鮮高校に対して就学支援金を支給しないと決めたのであるから、地方自治体において、朝鮮学校に対して補助金を支給するのはいかなるものかと通知しているのである。

(2) 幼保無償化からの除外

2019年10月1日から、いわゆる幼保教育の無償化が開始された。国は、本件高校無償化制度において、外国人学校のうち朝鮮高校だけを排除した経験を活かして、朝鮮幼稚園だけを除外することの危険性を感じたためか、朝鮮幼稚園を含む全ての外国人学校を幼保無償化制度の対象外とした。

朝鮮学校に血税を払うことは「国民の理解が得られない」から、朝鮮幼稚園を除外するためには、他の外国人学校が犠牲になってもやむを得ないし、「国民の理解」に合致するというのである。朝鮮高校や朝鮮幼稚園に通わせる保護者が、日本国民と同様のルールで税金を支払っているにもかかわらずである。

(3) コロナ禍に乗じた差別①

2020年初頭から新型コロナウイルスが全世界的な影響を及ぼし、国籍や地域に関係なく、全ての人類が協力しなければならない中、2020年3月、さいたま市は幼稚園や保育所などの職員らにマスクを配布する中で、埼玉朝鮮初中級学校の幼稚部（同市大宮区）を配布の対象外とした。

同市は9日から、子どもを預かっている公立・民間施設の職員用にマスクを配布したが、朝鮮幼稚園の職員らに配布しない理由について、「朝鮮学校が分類される各種学校は市の管轄ではないため、配布したマスクがどう使われるかを監査できない」と説明したという。

その後、同月13日、「誰もが共に生きる埼玉県を目指し、埼玉朝鮮学校への補助金支給を求める有志の会」が、さいたま市が備蓄用マスクの配布対象から埼玉朝鮮幼稚園を除外していた問題に関して抗議を行ったところ、同市は同日夕方頃、埼玉朝鮮幼稚園もマスク配布対象に含めることを決定した。

なお、さいたま市による対応については、同日、埼玉県弁護士会が会長声明を発表しており、「法的観点のみならず、人道的見地からも容認できない」と非難している（甲A199、甲A200）。

(4) コロナ禍に乗じた差別②

2020年5月19日、日本政府は、経済的に困窮する大学生に対して学生支援緊急給付金を支給することを検討していることを発表した。給付の対象となるのは、国公立大学、短大、高等専門学校、専門学校に通う学生に限定されており、朝鮮大学校のような各種学校に通う学生は給付の対象とされていないばかりか、給付対象校に通う学生のうち、留学生については成績要件が設けられている（甲A201）。

これに対して、同年6月4日、関東弁護士会連合会が理事長声明を発表した。関東弁護士会連合会は、「国際人権諸条約の観点からも、朝鮮大学校等の各種学校や外国大学日本校等の学生も給付金の対象者に加えるべき」、国

籍要件を容認する意図のもとにこの支給要件が定められているといわざるを得ない」と給付対象校を広げるよう求め、留学生に対して定められた成績要件について厳しく非難した（甲A202）。

また、同月11日、東京弁護士会が、関東弁護士会連合会の理事長声明と同趣旨の会長声明を発出している（甲A203）。

コロナ禍に乗じた差別のみならず、本件高校無償化制度から朝鮮高校だけが除外されていること、幼保無償化制度から朝鮮学校を含む外国人学校が除外されていること、3.29補助金見直通知に対しては、全国の各単位会の弁護士会が国際人権条約や憲法に反するものであるとして、会長声明を発出していることは既に提出済みの書証のとおりである。

3 国による差別が新たな差別を生んでいること

(1) 京都朝鮮第一初級学校（当時）襲撃事件

2009年12月4日、授業中の京都朝鮮第一初級学校の門前に在特会が集まり、拡声器を用いて、「朝鮮学校、こんなものは学校ではない」、「朝鮮半島帰って」、「スパイの子どもやないか」、「朝鮮学校を日本から叩き出せ」、「北朝鮮に帰ってくださいよ」、「キムチくさい」、「約束というものは人間同士がするものなんです。人間と朝鮮人では約束は成立しません」等の言葉を1時間に渡って浴びせ続けるという事件（以下、「本件事件」という。）が起きた。

本件事件は、被控訴人による本件不指定処分より前に発生したものであるが、日本政府による対朝鮮共和国、対朝鮮総聯、対朝鮮学校差別は、本件無償化制度に始まったものではなく、国や自治体による対朝鮮学校差別が、このような事件を起こすのである。

本件事件により、朝鮮学校を襲撃した在特会のメンバーは刑事処罰を受けるとともに、民事訴訟においても、朝鮮学校側の損害賠償請求が認められた。

本件事件により、裁判所において、朝鮮学校に対する「差別」は許されな

ということが明らかになったものであり、安倍政権や下村文科大臣がいう「国民」が在特会のごときメンバーであるならば、福岡高等裁判所においても、朝鮮高校を指定することにより「国民の理解が得られない」という安倍政権や下村文科大臣による差別を許してはならない。

(2) 福岡朝鮮初級学校に対する嫌がらせ（甲A204）

ア 窓ガラスの破損

2020年4月22日（水）、福岡市東区にある福岡朝鮮初級学校の校舎3階の窓ガラスが投石によって割られていた。何者かが学校敷地内に侵入して、石を投げて窓ガラスを割ったものである。

イ 嫌がらせ電話

同年4月17日（金）、高齢と思われる男性から福岡朝鮮初級学校に対して、「お前らなんでおるとか、この日本から出て行け。バカどもが」という電話があった。

同年5月2日（金）、高齢と思われる男性から、「俺たちが40年、50年働いたお金をなんでお前らに渡さないかんのか」という電話があった。

ウ 嫌がらせメール①

2019年3月14日（木）16：24、本件訴訟の原審判決が言い渡された日であるが、当日、福岡朝鮮初級学校に対して、「何が無償化だ？ふざけるのもいい加減にしろボケッ！嘘つき、捏造、詐欺国家の朝鮮人に支払う税金はねーよ馬鹿…日本人の血税に群がるハイエナ民族朝鮮人…そんなに金が欲しいなら来たの將軍様のところでも帰ってろ…今こそ国をあげて朝鮮民則に制裁を加えるべき！日本人は我慢の限界にきている」といったメールが送られてきた。

同日16：30、上記と同様のメールが再度送信されてきた。

同日16：35、「日本人を拉致するような国家の教育に税金が投与するわけねーだろボケ…本当に厚かましいクソキムチ野郎。世界の嫌われ者…

さっさと日本から出て行け」というメールが送られてきた。

エ 嫌がらせメール②

2019年3月27日（水）13：09、福岡朝鮮初級学校に対して、同月14日と同様のメールが送られてきた。

オ 嫌がらせメール③

2019年6月18日（火）22：33、福岡朝鮮初級学校に対して、「今こそ国をあげて朝鮮人に制裁を！何が補助金？無償化？ふざけるな！レーザー照射してくるような敵国に日本人の血税が使われては絶対にいけない！嘘つき、詐欺国家に未来はない！さっさと消え失せろ！ゴミクズ朝鮮人！キチガイ民族が…本当に気持ち悪い民族。キムチ臭いから近寄るな」といったメールが送られてきた。

カ 福岡朝鮮初級学校は、今年、創立60周年を迎えるだけでなく、福岡市東区和白近郊の日本の学校と長年にわたって交流を続けている歴史ある学校である。

朝鮮学校側は、上記のような嫌がらせ行為を受けながらも、同校に通う子どもらの安全を第一に考えて、大きな社会問題にしなかったにもかかわらず、朝鮮学校のことを全く知らない人たちは、朝鮮学校に対する嫌がらせ行為は「自作自演」であると心ない発言を繰り返す。

このような仕打ちを受けながらも、福岡朝鮮初級学校は、「すべての子どもたちに幸せと成長のために」をモットーに近隣をはじめ、心を同じくし、力を合わせてくれる多くの市民との交流と親善を大切にしている。

4 小括

日本政府と朝鮮共和国との間に国交がなく、互いに独立した国家である以上、外交上、政治的な事項が存在しうることは当然である。

しかし、そうであれば朝鮮学校やそこに通う学生らに対して「差別」することが許されていいわけではない。それは在日朝鮮人に対する人権侵害を、朝鮮

共和国との外交に利用する「人質外交」である。

そして、そのような日本政府による在日朝鮮人への「差別」というやり方が、本件無償化のみならず、他の外国人学校にも悪影響を及ぼし、地方自治体に対しても「差別」を実施するよう仕向けているのである。

さらに、国や地方自治体が公然と朝鮮学校差別を行うことをいいことに、さらなる差別が行われることも、到底看過することができない。「差別」以上の犯罪行為が行われている現実から、目を背けてはならない。

日本政府が法律の趣旨や目的に反して、裁量の範囲を逸脱して「差別」を行っていることに関して、これを是正できるのは司法機関である裁判所しかなく、民間レベルにおける犯罪行為や、日に日に激しさを増すヘイトスピーチ等の違法行為をなくすためにも、福岡高等裁判所におかれては、本件無償化裁判の本質を直視して、本件不指定処分が文科大臣に与えられた裁量を逸脱した「差別」であることを明らかにすべきである。

第8 さいごに

- 1 無償化法に基づく処分において、文科大臣は無償化法の趣旨目的にそって処分をしなければならないのであって、およそ無償化法の趣旨目的とは関係ない政治的な理由から処分を行ってはならない。

下村文科大臣が、政治的な理由から本件不指定処分を行ったことは、無償化法制定前から本件不指定処分に至るまでの客観的事実を素直に評価すれば容易に理解することができる。下村文科大臣自身が「拉致」や「朝鮮総聯」を連呼して、これを理由に朝鮮学校を除外すると明言し続けてきたのである。

下村文科大臣は政治家として自身の政治信条を有言実行したわけである。それに対し、法の適用及び人権保障を司る裁判所は、下村文科大臣の有言実行は無償化法との関係では許されないのだと指摘すれば足りるのである。本件不指定処分に至る客観的事実に争いがなく、複雑な証拠評価も必要ない本件訴訟に

において、政治的な理由でなされた本件不指定処分が違法であると判断することは、何ら難しいことではない。

なぜなら、本件と同種訴訟の大阪地裁判決は、客観的事実を適正に評価したうえで、朝鮮高校に対する不指定処分が違法であることを明快に論じているからである。

- 2 就学支援金制度の開始後、日本人高校において不正流用が発覚したにもかかわらず、かかる高校に対しては、引き続き就学支援金が支給されていることは上述したとおりである。

他方で、朝鮮高校に対しては、全国10校ごとに会計が異なるにもかかわらず、被控訴人は、朝鮮総聯や朝鮮共和国との「不当な支配」の「おそれ」や、流用の「おそれ」を理由として不指定処分としたばかりか、将来における申請の機会を奪うために根拠規定である規則ハ号まで削除した。

一方は、不正が「明らか」になったにもかかわらず就学支援金を受け続けているのに対して、もう一方は、不正の「おそれ」があるという理由で不支給とされていることが、このような結果がいかにも不自然で不合理であるのかは、法律家でなくても当然に理解することができる。

- 3 このような不自然で不合理な結果となっているのは、被控訴人が、極めて政治的な理由によって規則ハ号を削除するとともに、これを理由として本件不指定処分を行ったからである。日本政府による朝鮮学校に対する政策は、戦前や戦後のみならず、2020年に入った現在においても、政治的な理由によってなされているのである。

各種学校として長年にわたって認知され続けてきた朝鮮学校を法理屈によって消滅させることができなくなった日本政府は、他の学校法人に認められる各種制度から朝鮮学校を除外するような差別的施策を持ち出すことにより、朝鮮学校を消滅させようとしている。

その典型例が本件無償化制度からの朝鮮学校外しであり、自治体に対する補助金を見直すよう通知したことであり、朝鮮学校の入口である朝鮮幼稚園を幼保無償化制度から除外することである。

朝鮮学校に対する差別的施策を継続することで、日本社会から在日朝鮮人を消滅させるだけでなく、対朝鮮共和国や対朝鮮総聯との外交政策において政治利用しようとする日本政府の目的は明らかであるが、日本政府の政治のために、朝鮮学校に通う幼稚園児や高校生は、半世紀以上にもわたって人質となり、翻弄され続けてきたのである。

- 4 本件無償化制度からの朝鮮学校外しのように、日本政府は、常に朝鮮学校に対する差別政策を対朝鮮共和国や対朝鮮総聯との外交に利用してきた。日本政府の対朝鮮学校政策の本質が明らかであるからこそ、これに反対する者は、朝鮮学校だけを差別してはならない、これとの延長線上から、在日朝鮮人や在日朝鮮人社会に対して差別してはならないと声を大きくする。

しかしながら、決して見失ってはならないのは、時の日本政府による差別政策の矛先が、常に朝鮮学校に通う子どもたちに向いているということである。日本政府が朝鮮学校を政治利用するから、朝鮮学校や在日朝鮮人社会に対する差別という視点で本件訴訟を判断することは重要であるが、それ以上に重要なのは、朝鮮学校にはそこで学ぶ一人一人の子どもが存在するのであって、この子らの権利や人権が本当に侵害されていないのかという視点である。

控訴人らは既に朝鮮高校を卒業して、朝鮮学校の教員となった者もいれば、日本社会のあらゆる分野で活躍する者もいるが、今もなお無償化制度の適用を受けず就学支援金が支給されていない朝鮮高校には、子どもたちが通っているのである。政治的な理由で子どもが学ぶ権利を奪うことは、絶対に許されるものではない。本件不指定処分は、まさに政治的な理由をもって、子どもの学ぶ権利を侵害したのみならず、今もなお継続して侵害し続けているのである。

5 本件不指定処分が、朝鮮学校で学ぶ子どもの権利を侵害し続けているという側面があることに加えて、教育に対して国が直接介入する「不当な支配」の側面を有していることを最後に指摘したい。

本件不指定処分をして、被控訴人である国が、各種学校である朝鮮学校の教育に対して「不当な支配」を及ぼしたのであり、このことは、他の外国人学校に対しても、日本政府による「不当な支配」を可能にする足がかりに過ぎない。また、外国人学校のみならず日本人学校に対しても、日本政府が「不当な支配」を及ぼすことになる現実が、すぐそこまで迫ってきているという危機感を失ってはならない。

本件不指定処分が違法であることを明らかにすることにより、日本政府の教育に対する「不当な支配」を阻止することができるのであって、朝鮮学校で学ぶ一人一人の人権を護ることができる。

本件不指定処分の違法性を明らかにすることができるのは、司法権を担う裁判所しかない。

福岡高等裁判所においては、無償化法や憲法に反する本件不指定処分の違法性を明らかにすることで、差別や偏見のない、憲法の認める人権が保障される社会を築けるような判決を期待する。

以上